

## 4条・5条許可

### 添付書類一覧表（農地転用許可申請）

番号	添付書類の種類	根拠	備考
1	法人の定款、寄附行為、法人の登記事項証明書、団体の規約、会議録	施行規則第30条第1号、第57条第2項第1号 同第30条第7号、第57条第2項第5号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款・寄附行為はコピーやプリントアウトでよい</li> <li>・団体の規約、会議録は法人格のない団体の場合</li> <li>・コピー、プリントアウトを添付してもよい</li> </ul>
2	土地の登記事項証明書	同第30条第2号、第57条第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記情報提供サービスのプリントアウトは不可</li> <li>※最新の登記事項証明書を添付すること</li> </ul>
3	地番表示図（公図等）	同第30条第2号、第57条第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地の所在、地番、筆界を示すもの</li> <li>・コピーでもよい</li> <li>・申請地を赤色で囲む。</li> <li>・申請地及び隣接地等周辺土地の・地目を記入すること</li> </ul>
4	位置図（付近状況図）	同上	※申請地を図示すること
5	建物配置図（利用計画図）、造成計画図、縦横断面図、土量計算書、搬出入経路図	同第30条第3号、第57条第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取水・排水系統、排水処理施設など併記できる場合は併記可</li> <li>・給排水の経路については、区別ができるように、給水…青、排水…赤、雨水…緑、で記入してください。</li> <li>※【建築物がある場合】 平面図・立面図も添付すること</li> <li>※【土石採取、産業廃棄物処分場などの場合】 縦横断面図、土量計算書、搬出入経路図を添付すること</li> </ul>
6	農地復元誓約書	法第4条第6項第5号、第5条第2項第6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時転用の場合、事業完了後、耕作の目的に供することを申述する計画書</li> <li>※農地への埋め戻しには建設廃材、網下土砂など廃棄物の使用は認められない。</li> </ul>
7	賃借地等の所有者同意書	施行規則第30条第7号、第57条第2項第5号	・所有権以外の権限に基づいて申請する場合
8	小作人同意書（合意解約の通知書）等	同第30条第5号、第57条第2項第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地に地上権・賃借権等に基づく耕作者がいる場合</li> <li>・合意解約の通知書はコピーでもよい</li> </ul>
9	他法令許認可書写	同第47条第2号、第57条第2号	・コピー、プリントアウトを添付してもよい
10	土地改良区意見書	同第30条6号、第57条第2項第3号	
11	取水・排水権利者同意書	転用事務処理要領第4の1の(1)のイの(ケ)	
12	確定判決書（判決書謄本及び判決確定証明書）、調停調書写し	施行規則第10条第1項第1号、第2号	・単独申請の場合
13	競売（公売）を実施する旨の公告があったことを証する書面等	施行規則第57条第2項第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競売（公売）の場合</li> <li>・裁判所ホームページのプリントアウト、新聞のコピーでよい</li> </ul>
14	親権者を証する書面	同第30条第7号、第57条第2項第5号	・未成年者の申請

番号	添付書類の種類	根拠	備考
15	住民票の写し	同上	・譲渡人の現住所が土地の登記事項証明書と異なる場合 ・現住所の住民票のみでよい
16	遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等	同上	・相続未登記の場合等（遺産分割協議書は原本還付請求に応じる。）
17	一時利用地指定証明書	同第30条第2号、第57条第2項第1号	・申請地が土地改良事業の施行地（一時利用指定を受けている）の場合
18	地積測量図	同第30条第7号、第57条第2項第5号	・申請地面積が登記簿と著しく異なる場合、申請地の形状が公図上と異なる場合等
19	法人貸借対照表、損益計算書、団体収支予算書	同上	・転用事業の確実性を資金面において判断する資料 ・概要書を添付してもよい ・コピー、プリントアウトを添付してもよい
20	事業計画書	同上	・申請者が申請地で何らかの事業を行う場合に事業内容の詳細を記述する（申請面積（同一転用案件について複数の申請をする場合は申請面積の合計）が1,000㎡以上の場合、1,000㎡未満でも事業計画の詳細を申請書に記述できない場合に添付する）
21	早期転用理由書	同上	・取得後3年未満の農地を転用する場合
22	農林漁業者証明（農地基本台帳）	同上	・都市計画法第29条開発許可との関連確認のため
23	既存施設配置図	同上	・現施設等移転の事案で、緊急必要性を明確にする場合
24	建築年月日確認資料	同上	・都市計画法との調整をする必要のある場合
25	必要な資力及び信用があることを証する書面	同上	・残高証明書、預貯金通帳の写し（口座名義人と残高のわかる部分）、融資（見込、予定）証明書、金融機関が受け付けた融資申込書の写し、融資証明書など ・コピー、プリントアウトを添付してもよい
26	農地等被害防除施設の概要	同上	
27	その他	同第57条第3号 他	必要に応じて、始末書、誓約書など

- ・「法」は農地法、「施行規則」は農地法施行規則のこと。
- ・「原本還付請求に応じる」とした添付書類は、本物を提示すればコピーを提出してもよい場合がある。
- ・コピーやプリントアウトは水ににじまないものであること。

【補足事項】—備考欄—

- （番号 9）都市計画法、森林法、砂防法、廃掃法、砂利採取法、道路法、河川法などの許認可書または申請書または申請書（写）  
（番号14）成年後見人の場合も同様。成年後見人を証する書面を添付。  
（番号20）事業内容の詳細を確認する資料、土地選定・規模決定の理由などを明記する。

※代理人申請の場合は、委任状を添付すること。

※添付書類のうち発行日等の記載のあるものについては、原則、申請日より3ヶ月以内に発行されたもの。

※申請書および添付書類等については、3部（正本1部、副本2部）提出。添付書類の原本は全て正本に綴じてください。副本はコピーでも可としますが、申請書のみ印影のコピーは不可（法人：代表者印）